

# 財政状況等一覧表（平成20年度決算）

(単位:百万円)

団体名 宇佐市

標準税収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
7,093	8,227	636	15,955

## 1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの 繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	26,608	25,485	1,123	1,029	70	27,943	基金から26百万円繰入
住宅新築資金等貸付事業特別会計	15	15	-	-	-	-	-
家族旅行村「安心院」運営事業特別会計	15	15	-	-	15	-	-
一般会計等	26,607	25,484	1,123	1,029	-	27,943	-

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

## 2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足 額(実質収支)	他会計等からの 繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等繰入見込額	備考
水道事業会計	533	370	163	683	2	712	3	法適用企業
簡易水道事業特別会計	596	591	5	5	114	1,755	1,058	基金から18百万円繰入
公共下水道事業特別会計	1,409	1,395	14	14	326	7,315	5,976	基金から3百万円繰入
特定環境保全公共下水道事業特別会計	315	312	2	2	65	1,462	706	基金から45百万円繰入
農業集落排水事業特別会計	384	379	5	5	133	2,766	2,157	基金から19百万円繰入
介護サービス事業特別会計	399	374	25	25	52	616	-	基金から50百万円繰入
国民健康保険特別会計	7,290	7,264	26	26	508	-	-	基金から40百万円繰入
老人保健特別会計	933	840	93	93	74	-	-	-
後期高齢者医療特別会計	650	640	10	2	885	-	-	-
介護保険特別会計	5,524	5,239	285	285	880	-	-	-
公営企業会計等 計				1,140		14,626	9,901	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。  
 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。  
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△～)で表示している。  
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

## 3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足 額(実質収支)	他会計等からの 繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等負担見込額	備考
宇佐・高田・国東広域事務組合	36	36	0	0	-	-	-	-
大分県消防補償等組合	351	350	1	1	3	-	-	基金から3百万円繰入
大分県市町村会館管理組合	53	50	3	3	-	-	-	-
大分県後期高齢者広域連合	1,401	1,301	100	68	1	-	-	基金から1百万円繰入
一部事務組合等 計				72				

## 4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体から の出資金	当該団体から の補助金	当該団体から の貸付金	当該団体からの 債務保証に 係る債務残高	当該団体からの 損失補償に 係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
(株)宇佐八幡駐車場	4	81	5	-	-	-	-	-	-
宇佐市土地開発公社	△ 23	△ 182	4	-	-	1,083	-	387	-
あじむ農業公社	△ 5	23	40	3	-	-	-	-	-
(株)朝霧の庄	△ 5	△ 7	5	-	-	-	-	-	-
(株)サングリーン宇佐	△ 4	△ 29	8	-	-	-	-	-	-
(社)大分県漁業海洋文化振興協会	8	515	7	-	-	-	-	-	県所管第三セクター
(財)大分県森林整備センター	37	4,689	25	1	-	-	-	-	県所管第三セクター
(財)大分県産業創造機構	193	2,153	6	-	-	-	-	-	県所管第三セクター
地方公社・第三セクター等 計			100	4	-	1,083	-	387	

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

## 5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	1,949	2,155	206
減債基金	479	780	301
その他充当可能基金	4,673	4,680	7
充当可能基金 計	7,101	7,616	515

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

## 6. 財政指標の状況

財政指標名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	5.75	6.44	0.69	△ 12.71	△ 20.00	水道事業会計	-	-	-
連結実質赤字比率	12.23	13.59	1.36	△ 17.71	△ 40.00	簡易水道事業特別会計	-	-	-
実質公債費比率	11.4	10.8	△ 0.6	25.0	35.0	公共下水道事業特別会計	-	-	-
将来負担比率	93.2	61.6	△ 31.6	350.0	-	特定環境保全公共下水道事業特別会計	-	-	-
財政力指数	0.44	0.44	0.00	-	-	農業集落排水事業特別会計	-	-	-
経常収支比率	94.8	94.0	△ 0.8	-	-	-	-	-	-

- (注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(△～)で表示している。  
 2. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。  
 3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 △20%である(公営競技は0%)。  
 4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成20年度決算における基準である。